

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目次

- ◇規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇正 誤 昭和四十三年六月鳥取県告示第四百八十三号中訂正

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年七月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十二号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第五項ただし書を削る。

別表第二の二等級の項中「守衛室長」を「守衛長」に改め、同表の三等級の項中「検査助手及び販売員」を「及び検査助手」に改める。

別表第三の表を次のように改める。

正 誤

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

附 則

職 名	学 歴 免 許	初 任 給
自動車整備士	高 校 卒	一八、四六八円
運転士	高 校 卒	一七、一六六円
ポイラ技士	中 学 卒	一七、一六六円
その他の職	高 校 卒	一七、六六六円
	中 学 卒	一六、四六四円

昭和四十三年六月鳥取県告示第四百八十三号(旧慣使用林野整備計画の認可について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

四 上 六 昭和十三年 昭和四十三年